

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和3年8月12日(2021.8.12)

【公開番号】特開2019-26845(P2019-26845A)

【公開日】平成31年2月21日(2019.2.21)

【年通号数】公開・登録公報2019-007

【出願番号】特願2018-141706(P2018-141706)

【国際特許分類】

C 08 L 33/02 (2006.01)

C 09 D 11/322 (2014.01)

C 08 F 220/06 (2006.01)

【F I】

C 08 L 33/02

C 09 D 11/322

C 08 F 220/06

【手続補正書】

【提出日】令和3年6月30日(2021.6.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

顔料、ポリマー、水溶性有機溶媒、及び水を含有するインクジェット記録用水系インクであって、

ポリマーが、(a)アクリル酸及びメタクリル酸から選ばれる1種以上のモノマー由来の構成単位と、(b)疎水性ビニルモノマー由来の構成単位を含有するランダム共重合体又はブロック共重合体であって、その酸価が150mgKOH/g以上300mgKOH/g以下であるカルボキシ基含有ポリマーであり、

水溶性有機溶媒が、多価アルコール及び多価アルコールアルキルエーテルから選ばれる1種以上の化合物を含み、多価アルコールと多価アルコールアルキルエーテルの合計量が、インク中、18質量%以上である、

ホルムアルデヒドを放出する化合物を含み、その含有量が、インク中、130ppm以上1000ppm以下である、インクジェット記録用水系インク。

【請求項2】

ホルムアルデヒドを放出する化合物が、トリアジン化合物及びヒダントイン化合物から選ばれる1種以上の化合物である、請求項1に記載のインクジェット記録用水系インク。

【請求項3】

ホルムアルデヒドを放出する化合物が、1,3,5-トリアジン-1,3,5-(2H,4H,6H)-トリス(エタノール)、1,3-ビス(ヒドロキシメチル)-5,5-ジメチルヒダントイン、及びシス-1-(3-クロロアリル)-3,5,7-トリアザ-1-アゾニアアダマンタンクロリドから選ばれる1種以上の化合物である、請求項1又は2に記載のインクジェット記録用水系インク。

【請求項4】

沸点250以下の多価アルコールと多価アルコールアルキルエーテルの合計量が、インク中、18質量%以上である、請求項1~3のいずれかに記載のインクジェット記録用水系インク。

**【請求項 5】**

顔料とポリマーが、顔料を含有するポリマー粒子の形態である、請求項1～4のいずれかに記載のインクジェット記録用水系インク。

**【請求項 6】**

カルボキシ基含有ポリマーのガラス転移温度が50以上である、請求項1～5のいずれかに記載のインクジェット記録用水系インク。

**【請求項 7】**

カルボキシ基含有ポリマー中の[(a)アクリル酸及びメタクリル酸から選ばれる1種以上のモノマー由来の構成単位/(b)疎水性ビニルモノマー由来の構成単位]の質量比が0.5以上2.0以下である、請求項1～6のいずれかに記載のインクジェット記録用水系インク。

**【請求項 8】**

多価アルコールと多価アルコールアルキルエーテルの沸点(加重平均値)が、150以上250以下である、請求項1～7のいずれかに記載のインクジェット記録用水系インク。

**【請求項 9】**

沸点が250を超える有機溶媒の含有量が、水溶性有機溶媒中、10質量%未満である、請求項1～8のいずれかに記載のインクジェット記録用水系インク。

**【請求項 10】**

水系インク中の水溶性有機溶媒の含有量が、水と該水溶性有機溶媒との合計量に対して、15質量%以上60質量%以下である、請求項1～9のいずれかに記載のインクジェット記録用水系インク。